

vol.54-05 (通算 614 号)

2024年8月号

やどかり

2024年8月15日発行
(毎月1回15日発行)1987年12月19日第三種郵便物認可
発行人 公益社団法人やどかりの里
代表者 増田 一世

〒337-0043 さいたま市見沼区中川 562

TEL 048-686-0494

FAX 048-747-7030

URL <https://www.yadokarinosato.org/>

定価 50円 (含会費)

旧優生保護法訴訟 最高裁で「全面勝訴」判決！

2024年7月3日(水)、優生保護法被害者国家賠償請求訴訟の5つの事件について、最高裁判所は、旧優生保護法が「立法時点で違憲だった」として、国に賠償を命じる判決を言い渡した。判決では、同法の違憲性について、「不良な子孫の淘汰」を目的に不妊手術を認める規定は正当化できないと指摘し、生殖能力を失わせるという重大な犠牲を強制し、憲法13条が保障する「自己の意思に反して身体への侵襲を受けない自由」を侵害するとした。また、障害のある人たちだけを手術の対象としたのは差別的であり「法の下での平等」を定めた憲法14条にも違反するとした。併せて、国が主張していた、不法行為から20年で賠償請求権が消滅する「除斥期間」の適用についても認めず、原告の全面勝訴となる判決であった。7月17日には岸田総理大臣が原告らと面会し、政府の責任の重大さを認めた上で謝罪。除斥期間適用の主張を撤回し、和解による速やかな解決を目指す方針を表明した。また、幅広い被害者を対象に新たな補償の仕組みを検討する意向を明らかにした。

旧優生保護法は、1948年から1996年までの間、障害のある人などを対象に強制的に不妊手術や人口妊娠中絶手術を受けさせる根拠となった。この法による被害は全国で約84,000人、このうち強制不妊手術を受けた人はおおよそ25,000人に上る。

その背景にあるのは、人を資質の優劣で区

別し、「資質が高い」人を増やし「資質が低い」人を減らすという優生学の考え方がある。1940年に制定された国民優生法にも、旧優生保護法と同様の規定があったが、戦時中は「産めよ殖やせよ」という国策の下、機能しなかったという。1948年に改正され旧法となり、戦後混乱期の人口急増対策の流れも重なって、「不良な子孫の出生を防止する」として強制手術が繰り返された。障害や疾患の有無にかかわらず、国の政策や判断によって、1人1人の命の価値が左右されることなどあってはならない。本人に何の説明も同意もなく、強制的な手術によって、未来に命をつなぐ希望を突然奪われた原告らの悲しみや怒りは計り知れない。今回の判決で、旧優生保護法は違憲として、国の賠償責任が認められたことはたいへん意義深いことである。しかし、どれだけ補償があっても原告らの体や心に残された傷は決して癒えることはないだろう。

今回の判決や岸田総理大臣の謝罪により、旧優生保護法問題は大きな一歩を踏み出した。全面解決に向けては被害実態の解明と再発防止策の策定、原告らと協議による基本合意文書作成と法整備、甚大な被害にふさわしい補償の早急な実施などが求められる。高齢の原告らのためにも1日も早くこれらの課題への対応が実行され、優生思想による権利侵害や障害のある人への差別などが二度と繰り返されないことを強く願う。(宗野 文)